

# 第1章 災害予防計画



## 第1節 津波に関する調査研究及び観測計画

津波に関する研究の推進と津波発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、津波観測体制の整備を図る。

### 1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	庄内総合支庁 山形地方気象台 東北地方整備局

### 2 津波に関する調査研究

#### (1) 調査研究体制の整備

津波災害による被害の軽減を図るため、津波に関する情報の収集・分析、調査研究体制の整備を図る。

#### (2) 津波に関する資料の収集・分析

市は、国、県が行う調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の津波に関する資料を収集・分析し、その活用に努める。

#### (3) 調査研究項目

調査研究は、おおむね次の事項について実施する。

- ① 市における津波災害の想定
- ② 国・県・気象庁等の津波災害関連の調査研究結果の収集・分析

### 3 津波観測体制の現状

本市付近における津波の観測施設は、次表のとおり。

観測所名	設置場所	電話	設置者
酒田	酒田市宮野浦字家岸	(33)6311	国土交通省
酒田 (巨大津波観測計)	酒田市宮野浦字家岸	(023)622-0632	気象庁
飛島※	酒田市飛島字法木 法木港	(022)225-1950	東北大学
山形酒田沖 (GPS波浪計)	酒田沖約19km、水深約104m	(33)6311	国土交通省

※ 気象庁の津波情報では発表していない。

#### (1) 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無、規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6カ所に地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波の観測のため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。

さらに、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に

対し、緊急地震速報（警報）を公表し、報道機関や通信事業者等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震特別警報に位置づけられる。

(2) 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し計測している。また、山形県沖にGPS波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

## 第2節 防災教育計画

### 1 計画の方針

(第2編風水害編第1章第2節「1 計画の方針」に同じ)

### 2 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第2節「2 主な実施機関」に同じ)

### 3 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民等はその自覚を持ち、平時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、市及び防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市、県及び防災関係機関等は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

### 4 津波ハザードマップの整備

市は、県が設定する津波浸水想定図(津波浸水想定)等に基づき、津波によって浸水が予想される地域を事前に把握のうえ、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対しその内容をしっかりと伝える制度及び仕組みの構築を図る。

### 5 防災教育・防災訓練

(第2編風水害編第1章第2節「3 防災教育・防災訓練」に同じ)

### 6 一般住民に対する防災知識の普及

津波による人的被害を軽減する方策は、一般住民の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明など、津波防災知識の普及・啓発活動を一般住民に対して行う。また、一般住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

#### (1) 啓発内容

##### ア 避難行動に関する知識

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ(震度4程度)を感じた時又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

(イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること

(ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域の住民等の避難を促すこと

##### イ 津波の特性に関する情報

(ア) 日本海東縁部で発生する地震は、沿岸に近い場所を震源とすると考えられており、

地震により津波が発生した場合は、地震による揺れを感じてから短時間で津波が襲来する可能性があること

- (イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- (ウ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性

#### ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- (イ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- (ウ) 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること

#### エ 家庭での予防・安全対策

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 家族の実情に応じた食料等の備蓄と服用している医薬品の情報等の把握
- (カ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主の明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 地域の災害史や危険情報の把握

#### オ 地震、津波発生後の行動等

- (ア) 津波警報等発表時や避難指示発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動
- (ウ) 津波発生時の行動
- (エ) 自動車運転時の行動
- (オ) 地震、津波発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (カ) 広域避難の実効性のための、通常避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (ク) 避難所等での行動
- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (カ) 要配慮者への配慮
- (シ) ライフライン途絶時の対策
- (ス) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(セ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い、防災ビデオの貸し出し、ホームページなどの活用を促進するとともに、住民等を対象とした講座等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 日常生活の中の啓発

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水深、避難場所（津波避難ビル等）や避難路・避難階段の位置などを示すことや、夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知できるように努める。

(4) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集、整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

**7 事業所等に対する防災知識の普及**

（第3編震災対策編第1章第3節「5 事業所に対する防災知識の普及」に同じ）

**8 学校教育における防災教育**

（第2編風水害編第1章第2節「6 学校教育における防災教育」に同じ）

**9 要配慮者に対する防災知識の普及**

（第2編風水害編第1章第2節「7 要配慮者に対する防災知識の普及」に同じ）

### 第3節 防災訓練計画

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行うべき防災訓練の実施並びに推進を図るため必要な対策について計画する。

#### 1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団（酒田市水防団） 国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁 酒田海上保安部 東北電力ネットワーク(株) NTT東日本(株)宮城事業部山形支店 酒田天然ガス(株) 危険物取扱事業所

#### 2 総合的な津波防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に津波に対する防災活動が行えるよう、相互に協力して津波警報、避難指示の情報伝達訓練、津波避難訓練等の津波防災訓練を、以下の点に留意して避難対象地域の関係機関、自主防災組織、地域住民等を含め、継続的かつ定期的に実施する。

特に、津波からの避難は、個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取り組む。

- (1) 自主防災組織等をはじめとする地域住民の参加に重点を置くとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- (2) 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さ及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。  
また、訓練においては津波の情報伝達、住民避難等の訓練を実施する。
- (3) 総合的な防災訓練を年一回以上開催する。
- (4) 男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努める。
- (5) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。
- (6) ペット同行避難者の受け入れを想定した訓練実施に努める。
- (7) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練の計画及び実施を検討する。
- (8) 大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- (9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

#### 3 防災訓練の実施及び指導

市は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民等の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

#### 4 地域住民による津波防災訓練

津波による被害のおそれのある地域の住民等に、日常から避難場所や避難経路を周知するとともに、定期的に津波防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、想定される最大クラスの津波やその到達時間及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練となるよう工夫を行う。

また、地域住民による自主防災組織等の組織化を推進する。

#### 5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うにあたっては、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるようにする。
- (2) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ次回訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性のある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。

## 第4節 自主防災組織育成計画

### 1 計画の方針

(第2編風水害編第1章第4節「1 計画の方針」に同じ)

### 2 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第4節「2 主な実施機関」に同じ)

### 3 地域住民等の自主防災組織

(第2編風水害編第1章第4節「3 地域住民等の自主防災組織」に同じ)

### 4 事業所等の自衛消防組織等

(第2編風水害編第1章第4節「4 事業所等の自衛消防組織等」に同じ)

### 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(第2編風水害対策編第1章第4節「5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に同じ)

### 6 コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備

(第2編風水害編第1章第4節「5 コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備」に同じ)

## 第5節 災害ボランティアの受入計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第5節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 地域コミュニティづくり

(第2編風水害編第1章第5節「2 地域コミュニティづくり」に同じ)

### 3 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

(第2編風水害編第1章第5節「3 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備」に同じ)

### 4 一般ボランティア

(第2編風水害編第1章第5節「4 一般ボランティア」に同じ)

### 5 専門ボランティア

(第2編風水害編第1章第5節「5 専門ボランティア」に同じ)

## 第6節 避難計画

地震・津波による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的になるおそれがあることから、住民等を安全な場所に計画的に避難させるための避難計画を策定する。

### 1 主な実施機関

酒田市	総務課 危機管理課 文化政策課 地域みらい創生課 まちづくり推進課 市民課 土木課 整備課 社会教育課 スポーツ振興課
関係機関	庄内総合支庁 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署

### 2 指定避難所等の指定及び避難路の安全確保

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震・津波による住家の倒壊等により住民等が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、公園、グラウンド、コミュニティ（防災）センター、学校等の公共施設等を、管理者（設置者）の同意を得たうえで、指定避難所等として指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備をするとともに、避難路の安全を確保して、災害時に住民等の安全な避難を図る。更に、避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

#### (1) 津波災害特有の避難場所

##### ア 津波避難ビル

避難対象地域内の耐震性が確保された鉄筋コンクリート（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造で、かつ想定浸水深に応じた階数を有する建物（浸水深2mの場合は3階建以上（想定される浸水深が1m以下であれば、2階建でも可）、3mの場合は4階建以上）で市が指定するもの

##### イ 津波避難候補場所

避難対象地域以外の境内、高架橋などで市の指定ではないが、所有者（管理者）の承諾を得ている津波避難適地

#### (2) 指定避難所等の指定の留意事項

指定避難所等の指定にあたっては、次のことに留意する。

ア 県が平成28年3月に取りまとめた津波浸水想定図等を基に、浸水の危険性が低く、避難後においても孤立せず、二次避難が可能な場所に整備するよう努める。

イ 住民等（要配慮者を含む）が、できるだけ短時間に徒歩での避難が可能となる程度の近傍に確保する。

ウ 周囲に高台等がない地域では、津波避難ビル等の整備、指定を進める。

エ 民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を指定緊急避難場所として指定する場合には、津波浸水想定に定める水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮し、更に必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、

いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

- オ 余裕のある受入れ可能面積（要避難人口は昼間人口を考慮）を確保する。
- カ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。十分な耐震強度を確保する。
- キ 公園等を指定する場合は津波浸水深以上の高さを有し、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保する。
- ク 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮する。
- ケ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員が確保するよう努める。
- コ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備する。
- サ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家等、ボランティアと定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めること。

### (3) 避難路の整備・安全確保

#### ア 避難路等の整備

住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路及び避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

#### イ 避難路の安全確保

十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努めると共に、危険箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知する。

### 3 指定避難所等・避難路の事前周知

（第2編風水害編第1章第6節「3 指定避難所等・避難路の事前周知」に同じ）

### 4 指定避難所等の整備・避難路の整備

（第2編風水害編第1章第6節「4 指定避難所等の整備・避難路の整備」に同じ）

### 5 避難行動要支援者の避難支援計画

（第2編風水害編第1章第6節「5 避難行動要支援者の避難支援計画」に同じ）

### 6 避難誘導體制の整備

（第2編風水害編第1章第6節「6 避難誘導體制の整備」に同じ）

### 7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

（第2編風水害編第1章第6節「7 防災上特に注意を要する施設の避難計画」に同じ）

### 8 福祉避難所の指定

（第2編風水害編第1章第6節「8 福祉避難所の指定」に同じ）

## 9 避難誘導

### (1) 津波監視体制の整備

市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合若しくは津波警報等が発表された場合は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災関係機関の情報及びテレビ・ラジオ等放送機関を通じて発表される津波警報等入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜に居る者や海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示（避難指示を発令）する。

### (2) 避難指示の発令・伝達

#### ア 避難指示発令判断基準の明確化

市は、津波警報等の内容に応じた適切な避難指示ができるよう、避難指示の発令基準を設定する。また、避難指示の発令判断、伝達を適切に実施するため、国及び県の協力を得つつ避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

#### イ 全庁を挙げた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

#### ウ 住民等への避難指示の伝達

(ア) 市は、津波警報等、避難指示が住民等の迅速かつ的確な避難行動に結びつくよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、地域防災計画に津波警報や避難指示の伝達方法、手段等について明示する。

その際、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮する。

(イ) 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の管理者等及び地方公共団体の職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機、防災ラジオを含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、ソーシャルメディア、サイレン、半鐘、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）及び広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

#### (ウ) 伝達協力体制の整備

沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、協力体制を確立する。

## 10 津波避難計画の策定

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。

市、避難行動要支援者施設等の管理者及び酒田海上保安部は、次の点に留意して津波避難計画を策定し、住民等に対し周知徹底する。

なお、市は、津波避難誘導體制を整備するとともに、自主防災組織や警察の協力を得て、避難者の掌握や必要な応急救護活動を実施するための体制整備を図る。

(1) 一般住民の避難誘導

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、酒田警察署と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

イ 市は、過去の津波記録、津波浸水域予測図等を勘案し、できるだけ浸水のおそれのない安全な避難場所や避難経路を指定するとともに、特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報等・避難指示の意味あい、避難方法、迅速かつ自主的に避難行動を取ることの重要性などについて住民等に対して広く啓発する。

ウ 市は、自主防災組織等の地域住民が主体となって、要配慮者の避難方法の検討など、より地域の実情に即した避難計画を定めるよう支援していく。

(2) 要配慮者の避難誘導

要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より情報の把握、共有及び避難誘導體制の整備を図る。

(3) 避難行動要支援者施設等における避難行動

避難行動要支援者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて、鉄筋コンクリート等の強固な建物を、緊急避難施設として指定する。

また、避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう体制の整備に努める。

(4) 海水浴客等の避難誘導

市は、外国人や観光客など、災害対応や地理地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等と、あらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定める。

また、場所に応じて、案内板等により地形や津波に関する特徴を周知する。

(5) 船舶等の避難対策

ア 酒田海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等により津波の危険性、津波襲来時の船舶の避難時期、方法等について指導啓発を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する計画を定める。

イ 海事関係者は、情報伝達の手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な方法等について検討し、避難計画を定めておく。

## 11 防災上特に注意を要する施設の避難計画

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

### (1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難所等、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織及び事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

### (2) 不特定多数の者が利用する施設

興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る市との事前調整

### (3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

## 12 避難誘導者の安全対策

県及び市は、消防（水防）団員、消防職員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

また、県及び市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、これらの者へ避難のための立ち退きを指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

## 13 帰宅困難者対策

大規模災害の場合、帰宅困難者が発生することが予想されることから、市は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から

周知に努めるとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留められるよう、備蓄等の帰宅困難者対策を促す。

## 第7節 災害情報等の収集・伝達体制整備計画

津波発生時における市及び防災関係機関における災害情報の収集・伝達体制を整備する。

### 1 主な実施機関

酒田市	総務課 危機管理課 まちづくり推進課
関係機関	県防災危機管理課 酒田警察署 酒田海上保安部 酒田地区広域行政組合消防本部 庄内総合支庁

### 2 災害情報の伝達体制の整備

- (1) 市、県及び防災関係機関は、相互に迅速かつ確実に情報伝達が行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など情報伝達体制の確立に努める。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努めるものとする。  
また、夜間、休日にも対応できる体制の整備を図る。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努める。
- (4) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。

### 3 災害情報の収集体制の整備

- (1) 市、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、被災現場等において情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど情報収集体制の整備を推進する。
- (3) 市及び県は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

### 4 被災者等への的確な情報伝達

- (1) 市及び県は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機、防災ラジオを含む。）の整備を図り、有線系や携帯電話なども含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者などの情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるような体制の整備を図る。
- (3) 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、役割及び責任等の明確化に努める。

- (4) 市、県及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制及び施設、設備の整備を図る。
- (5) 市及び県は、居住地以外の沿岸市町に避難する被災者に対しても必要な情報や支援、サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- (6) 市及び県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

## 第8節 救助・救急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第7節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 消防団の対策

(第2編風水害編第1章第7節「2 消防団の対策」に同じ)

### 3 酒田地区広域行政組合消防本部の対策

(第2編風水害編第1章第7節「3 酒田地区広域行政組合消防本部の対策」に同じ)

### 4 自主防災組織の対策

#### (1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市町村又は消防機関、警察機関若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

#### (2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

#### (3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要なとなる資機材を市の支援を受け、整備するよう努める。

### 5 住民等に対する防災意識の啓発

(第2編風水害編第1章第7節「5 住民等に対する防災意識の啓発」に同じ)

### 6 情報収集体制の整備

(第2編風水害編第1章第7節「6 情報収集体制の整備」に同じ)

### 7 酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策

(第2編風水害編第1章第7節「7 酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策」に同じ)

### 8 日赤山形県支部酒田地区の体制

(第2編風水害編第1章第7節「8 日赤山形県支部酒田地区の体制」に同じ)

### 9 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

(第2編風水害編第1章第7節「9 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立」に同じ)

## 第9節 医療救護計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第9節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 医療救護体制の整備

(第2編風水害編第1章第9節「2 医療救護体制の整備」に同じ)

### 3 災害医療救護対策の充実

(第2編風水害編第1章第9節「3 災害医療救護対策の充実」に同じ)

## 第10節 津波に強いまちづくり計画

津波による被害を最小化するためのまちづくりを推進する。

### 1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 都市デザイン課 土木課 整備課 建築課 下水道課 各施設管理課
関係機関	県 国土交通省酒田河川国道事務所

### 2 津波浸水想定の設定

県は、津波災害のおそれのある区域について、自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、市及び県は津波浸水想定を設定するとともに、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策の推進に努める。

なお、市は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な方針」に基づき、かつ、県の設定した津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

### 3 津波に強いまちの形成

(1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとするが、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

(2) 国、県及び市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

(3) 国、県及び市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(4) 県及び市は、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行う。

また、津波災害警戒区域の指定のあった場合は、次のような措置を講ずる。

ア 当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警戒伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を

- 要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- イ 市は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報等の伝達方法を定める。
- ウ 津波に関する情報の伝達、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民等に周知するため、津波ハザードマップを配布する。
- エ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努める。
- (5) 国、県及び市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。
- (6) 国土交通省、県及び市は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化、遠隔操作化に努めるものとする。
- (7) 主要交通・通信機能の強化
- ア 国、公共機関、県及び市は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。
- イ 国土交通省、県及び市は、緊急輸送ルートを早期に確保するため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- (8) ライフライン施設等の機能の確保
- ア ライフラインの被災は、安否確認、住民等の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を考慮した設備構築に努める。
- イ ライフライン施設の機能確保にあたっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- 特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。
- (9) 危険物施設等の安全確保
- 県及び市は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するもの

とする。

(10) 避難関連施設の整備

県及び市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の特性に応じた避難路・避難階段等の避難関連施設を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう、耐震化を実施し、安全性の確保を図る。

4 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

県及び市は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象等に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備を図る。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び市は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及を図る。

## 第11節 津波防災施設等整備計画

地震・津波による建築物災害の未然防止と被害軽減を図るため、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性、耐浪性の強化及び資機材の整備等を促進する。

### 1 主な実施機関

酒田市	総務課 危機管理課 地域福祉課 まちづくり推進課 建築課 教育総務課 各施設管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部

### 2 防災中枢機能等の確保、充実

- (1) 市及び防災関係機関は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害時の安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能な燃料の備蓄等に努めるものとする。

その際、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び調達、輸送体制の整備など非常用通信手段の確保を図るものとする。

- (2) 市は、平常時は自主防災組織の研修や訓練の場となり、災害時は、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる、耐震性構造のコミュニティ（防災）センター等の整備を図るとともに、消火、救助、救護などの応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の整備を図る。

### 3 防災拠点施設の安全性確保

- (1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性・耐浪性の確保

市は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、耐震性、耐浪性を強化した施設づくりに努める。特に、災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

市は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、耐震性、耐浪性を強化した施設づくりに努める。

- ア 災害対策本部が設置される施設(市役所など)
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設(病院など)
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(総合支所、消防署など)
- エ 指定避難所(学校、体育・文化施設など)
- オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障がい者施設など)

- (2) 防災拠点施設における防災設備等の整備、維持管理

- ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (7) 配管設備類の耐震性、耐浪性の強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震、耐浪性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

#### 4 消防施設等の整備

##### (1) 消防施設の整備

地震・津波が発生した場合には、消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防施設の計画的な整備充実を図る。

##### (2) 防災資機材の整備

震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

###### ア 自主防災組織等が使用する資機材

市は、自主防災組織の災害時の活動に必要な資機材等の整備を促進するため必要な措置を講ずる。

###### イ 防災資機材の整備

市は、コミュニティ防災拠点へ配置する資機材、消防本部等が使用する救助用資機材など、災害発生時の応急活動に必要となる資機材の整備に努める。

#### 5 防災上特に注意を要する施設の安全性確保

(1) 市及び施設管理者は、駅、ホテル及び百貨店等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び要配慮者関係施設等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

(2) 津波災害特別警戒区域や災害危険区域における、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保の促進に努める。

(3) ホテル、百貨店等不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、市、県及び防災関係機関は、施設管理者に対し以下に示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去、軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ 商業ビルにおける個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡、避難誘導體制等の一層の徹底

## 6 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、大規模な地震、津波により被災した建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を目的とした体制の整備に努める。

## 第12節 通信手段の確保計画

災害時の応急活動を実施するためには、通信の確保が特に重要である。このため、無線設備を保有する防災機関は災害時の通信確保のため、無線通信施設の耐震対策の強化、通信の多ルート化を図る。

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第10節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 県防災行政無線

(第2編風水害編第1章第10節「2 県防災行政無線」に同じ)

### 3 市防災行政無線

災害対策は、市災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関や生活関連機関が連携して対処することが重要である。情報収集において不可欠である防災行政無線設備の停電、耐震対策を実施し、災害時の通信を確保する。

また、緊急地震速報、津波警報等の住民等への情報伝達のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と防災行政無線の自動放送連携を行う。

### 4 防災関係機関無線

(第2編風水害編第1章第10節「4 防災関係機関無線」に同じ)

### 5 通信の多ルート化

(第2編風水害編第1章第10節「6 通信の多ルート化」に同じ)

### 6 通信施設の災害予防措置

平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施し、通信訓練への積極的な参加に努める。

また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

### 第13節 孤立集落対策計画

#### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第12節「1 主な実施機関」に同じ)

#### 2 防災資機材等の整備

(第2編風水害編第1章第12節「2 防災資機材等の整備」に同じ)

#### 3 孤立予防対策の推進と防災体制の整備

(第2編風水害編第1章第12節「3 孤立予防対策の推進と防災体制の整備」に同じ)

## 第14節 輸送体制整備計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第15節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し

(第2編風水害編第1章第15節「2 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し」に同じ)

### 3 地域内輸送拠点の整備等

(第2編風水害編第1章第15節「3 地域内輸送拠点の整備等」に同じ)

### 4 輸送施設の安全性の確保

(第2編風水害編第1章第15節「4 輸送施設の安全性の確保」に同じ)

### 5 臨時ヘリポート選定・整備

(第2編風水害編第1章第15節「5 臨時ヘリポート選定・整備」に同じ)

### 6 緊急輸送用車両等の確保・整備

(第2編風水害編第1章第15節「6 緊急輸送用車両等の確保・整備」に同じ)

### 7 緊急通行車両確保のための事前対策

(第2編風水害編第1章第15節「7 緊急通行車両確保のための事前対策」に同じ)

## 第15節 交通関係施設災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第16節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 各施設に共通する災害予防対策

(第2編風水害編第1章第16節「2 各施設に共通する災害予防対策」に同じ)

### 3 道路の災害予防対策

(第2編風水害編第1章第16節「3 道路の災害予防対策」に同じ)

### 4 港湾施設の災害予防対策

(第2編風水害編第1章第16節「4 港湾施設の災害予防対策」に同じ)

### 5 漁港施設の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第16節「5 漁港施設の災害予防対策」に同じ)

### 6 鉄道施設の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第16節「6 鉄道施設の災害予防対策」に同じ)

### 7 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

(第2編風水害対策編第1章第16節「7 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策」に同じ)

## 第16節 公共土木施設等災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第3編震災対策編第1章第19節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 公共土木施設等の災害予防計画

(第3編震災対策編第1章第19節「2 公共土木施設等の災害予防計画」に同じ)

### 3 道路及び橋りょう施設

(第3編震災対策編第1章第19節「3 道路及び橋りょう施設」に同じ)

### 4 河川及び河川関連施設等

(第3編震災対策編第1章第19節「4 河川及び河川関連施設等」に同じ)

### 5 海岸保全施設等

(第3編震災対策編第1章第19節「5 海岸保全施設等」に同じ)

### 6 急傾斜地崩壊防止施設等

(第3編震災対策編第1章第19節「6 急傾斜地崩壊防止施設等」に同じ)

## 第17節 農地・農業用施設災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第18節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 各施設に共通する災害予防対策

(第2編風水害編第1章第18節「2 各施設に共通する災害予防対策」に同じ)

### 3 農道施設の災害予防対策

(第2編風水害編第1章第18節「3 農道施設の災害予防対策」に同じ)

### 4 用排水施設の災害予防対策

(第2編風水害編第1章第18節「4 用排水施設の災害予防対策」に同じ)

## 第18節 電力施設災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第19節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 設備面の災害予防

(第2編風水害編第1章第19節「2 設備面の災害予防」に同じ)

### 3 体制面の災害予防

(第2編風水害編第1章第19節「3 体制面の災害予防」に同じ)

### 4 災害対策用資材等の確保

(第2編風水害編第1章第19節「4 災害対策用資材等の確保」に同じ)

### 5 防災時広報活動

(第2編風水害編第1章第19節「5 防災時広報活動」に同じ)

### 6 応援協力体制

(第2編風水害編第1章第19節「6 応援協力体制」に同じ)

## 第19節 ガス供給施設災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第20節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 設備面の災害予防

(第2編風水害編第1章第20節「2 設備面の災害予防」に同じ)

### 3 体制面の災害予防

(第2編風水害編第1章第20節「3 体制面の災害予防」に同じ)

### 4 防災広報活動

(第2編風水害編第1章第20節「4 防災広報活動」に同じ)

### 5 災害対策用資材等の整備

(第2編風水害編第1章第20節「5 災害対策用資材等の整備」に同じ)

### 6 応援協力体制の整備

(第2編風水害編第1章第20節「6 応援協力体制の整備」に同じ)

## 第20節 電気通信施設災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第21節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 設備面の災害予防

(第2編風水害編第1章第21節「2 設備面の災害予防」に同じ)

### 3 体制面の整備

(第2編風水害編第1章第21節「3 体制面の整備」に同じ)

### 4 災害対策用資材等の確保

(第2編風水害編第1章第21節「4 災害対策用資材等の確保」に同じ)

### 5 防災広報活動

(第2編風水害編第1章第21節「5 防災広報活動」に同じ)

### 6 広域応援体制の整備

(第2編風水害編第1章第21節「6 広域応援体制の整備」に同じ)

## 第21節 上水道施設等災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第22節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 施設面の災害予防

(第2編風水害編第1章第22節「2 施設面の災害予防」に同じ)

### 3 体制面の災害予防

(第2編風水害編第1章第22節「3 体制面の災害予防」に同じ)

### 4 災害時連絡体制の確立

(第2編風水害編第1章第22節「4 災害時連絡体制の確立」に同じ)

### 5 災害対策用資材等の整備

(第2編風水害編第1章第22節「5 災害対策用資材等の整備」に同じ)

### 6 防災広報活動

(第2編風水害編第1章第22節「6 防災広報活動」に同じ)

### 7 生活用水水源の確保

(第2編風水害編第1章第22節「7 生活用水水源の確保」に同じ)

## 第2.2節 下水道等施設災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第2.3節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 防災体制の整備

(第2編風水害編第1章第2.3節「2 防災体制の整備」に同じ)

### 3 災害予防対策

(第2編風水害編第1章第2.3節「3 災害予防対策」に同じ)

### 4 災害復旧用資機材の確保

(第2編風水害編第1章第2.3節「4 災害復旧用資機材の確保」に同じ)

### 5 広報活動

(第2編風水害編第1章第2.3節「5 広報活動」に同じ)

## 第23節 危険物等施設災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第3編震災対策編第1章第26節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 危険物施設安全対策

(第3編震災対策編第1章第26節「2 危険物施設の安全対策」に同じ)

### 3 火薬類製造施設等安全対策

(第3編震災対策編第1章第26節「3 火薬類製造施設等の安全対策」に同じ)

### 4 高圧ガス製造施設等安全対策

(第3編震災対策編第1章第26節「4 高圧ガス製造施設等の安全対策」に同じ)

### 5 毒物劇物貯蔵施設の安全対策

(第2編風水害編第1章第24節「4 毒物劇物貯蔵施設の安全対策」に同じ)

### 6 有害物質取扱施設安全対策

(第2編風水害編第1章第24節「5 有害物質取扱施設の安全対策」に同じ)

### 7 放射線使用施設安全対策

(第3編震災対策編第1章第26節「7 放射線使用施設の安全対策」に同じ)

## 第24節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第25節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 基本的な考え方

(第2編風水害編第1章第25節「2 基本的な考え方」に同じ)

### 3 食料等の確保品目及び方法

(第2編風水害編第1章第25節「3 食料等の確保品目及び方法」に同じ)

## 第25節 文教施設等における災害予防計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第26節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 学校の災害予防対策

(第3編震災対策編第1章第28節「2 学校の災害予防対策」に同じ)

### 3 学校以外の文教施設における災害予防対策

(第2編風水害編第1章第26節「3 学校以外の文教施設における災害予防対策」に同じ)

### 4 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

(第2編風水害編第1章第26節「4 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備」に同じ)

## 第26節 要配慮者の支援計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害編第1章第27節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画

(第2編風水害編第1章第27節「2 平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画」に同じ)

### 3 平時における施設の避難行動要支援者の支援計画

(第2編風水害編第1章第27節「3 平時における施設の避難行動要支援者の支援計画」に同じ)

## 第2章 災害応急計画



## 第1節 災害対策本部の設置・運営計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第1節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 市災害対策本部の設置

(第3編震災対策編第2章第1節「2 市災害対策本部の設置」に同じ)

### 3 地域災害対策本部

(第2編風水害対策編第2章第1節「3 地域災害対策本部」に同じ)

### 4 支部

(第2編風水害対策編第2章第1節「4 支部」に同じ)

### 5 現地災害対策本部

(第2編風水害対策編第2章第1節「5 現地災害対策本部」に同じ)

### 6 合同調整所

(第2編風水害対策編第2章第1節「6 合同調整所」に同じ)

### 7 小規模災害発生時の状況把握

(第2編風水害対策編第2章第1節「7 小規模災害発生時の状況把握」に同じ)

### 8 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を的確な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。加えて、実効性ある業務継続体制の確保のため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況による体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続体制の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、

発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

**9 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え**

(第2編風水害対策編第2章第1節「9 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」に同じ)

**10 複合災害への対応**

(第2編風水害対策編第2章第1節「10 複合災害への対応」に同じ)

**別表 災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表**

(第2編風水害対策編第2章第1節「別表 災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表」に同じ)

## 第2節 職員の配備・招集計画

### 1 主な実施機関

(第3編震災対策編第2章第2節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 配備体制

(第3編震災対策編第2章第2節「2 配備体制」に同じ)

### 3 職員の非常配備計画

(第3編震災対策編第2章第2節「3 職員の非常配備計画」に同じ)

### 4 勤務時間内における職員の招集

(第2編風水害対策編第2章第2節「4 勤務時間内における職員の招集」に同じ)

### 5 勤務時間外（夜間・休日）における職員の招集

(第2編風水害対策編第2章第2節「5 勤務時間外（夜間・休日）における職員の招集」に同じ)

### 6 職員配備の把握

(第2編風水害対策編第2章第2節「6 職員配備の把握」に同じ)

### 7 各班の非常配備計画

(第2編風水害対策編第2章第2節「7 各班の非常配備計画」に同じ)

### 第3節 広域応援要請計画

#### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第3節「1 主な実施機関」に同じ)

#### 2 行政機関に対する応援要請種別

(第2編風水害対策編第2章第3節「2 行政機関に対する応援要請種別」に同じ)

#### 3 市が行う応援要請

(第2編風水害対策編第2章第3節「3 市が行う応援要請」に同じ)

#### 4 県が行う応援要請

(第2編風水害対策編第2章第3節「4 県が行う応援要請」に同じ)

#### 5 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

(第2編風水害対策編第2章第3節「5 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示」に同じ)

#### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

(第2編風水害対策編第2章第3節「6 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請」に同じ)

## 第3節の2 被災県等への応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震・津波発生時に、迅速かつ的確な応援を行うため、他県等への応援について定める。

### 1 主な実施機関

（第2編風水害対策編第2章第3節の2「1 主な実施機関」に同じ）

### 2 応援計画

（第2編風水害対策編第2章第3節の2「2 応援計画」に同じ）

### 3 被災した他県等への応援活動

（第2編風水害対策編第2章第3節の2「3 被災した他県等への応援活動」に同じ）

### 第3節の3 広域避難計画

地震・津波による大規模災害発生時に、自治体の区域を超えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

#### 1 他の自治体への広域避難要領

(第2編風水害対策編第2章第3節の3「1 他の自治体への広域避難要領」に同じ)

#### 2 他県等からの避難受入れ要請への対応

(第2編風水害対策編第2章第3節の3「2 他県等からの避難受入れ要請への対応」に同じ)

## 第4節 自衛隊の災害派遣要請・受入計画

### 1 自衛隊の災害派遣基準

(第2編風水害対策編第2章第4節「1 自衛隊の災害派遣基準」に同じ)

### 2 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第4節「2 主な実施機関」に同じ)

### 3 自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要

(第2編風水害対策編第2章第4節「3 自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要」に同じ)

### 4 自衛隊災害派遣要請の手続き

(第2編風水害対策編第2章第4節「4 自衛隊災害派遣要請の手続き」に同じ)

### 5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

(第2編風水害対策編第2章第4節「5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き」に同じ)

### 6 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

(第2編風水害対策編第2章第4節「6 自衛隊災害派遣部隊の受入体制」に同じ)

### 7 災害派遣部隊の撤収

(第2編風水害対策編第2章第4節「7 災害派遣部隊の撤収」に同じ)

### 8 救援活動経費の負担

(第2編風水害対策編第2章第4節「8 救援活動経費の負担」に同じ)

### 9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(第2編風水害対策編第2章第4節「9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等」に同じ)

## 第5節 災害ボランティア活動支援計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第5節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 市災害ボランティア支援本部

(第2編風水害対策編第2章第5節「2 市災害ボランティア支援本部」に同じ)

### 3 県災害ボランティア支援本部

(第2編風水害対策編第2章第5節「3 県災害ボランティア支援本部」に同じ)

## 第6節 通信計画

- 1 **主な実施機関**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「1 主な実施機関」に同じ)
- 2 **通信施設の応急対策**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「2 通信施設の応急対策」に同じ)
- 3 **災害時の通信連絡**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「3 災害時の通信連絡」に同じ)
- 4 **他機関の通信設備の使用等**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「4 他機関の通信設備の使用等」に同じ)
- 5 **自衛隊の通信支援**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「5 自衛隊の通信支援」に同じ)
- 6 **非常無線通信の利用**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「6 非常無線通信の利用」に同じ)
- 7 **孤立防止対策用衛星電話**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「7 孤立防止対策用衛星電話」に同じ)
- 8 **防災相互通信用無線の利用**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「8 防災相互通信用無線の利用」に同じ)
- 9 **移動式通信設備の活用**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「9 移動式通信設備の活用」に同じ)
- 10 **アマチュア無線の活用**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「10 アマチュア無線の活用」に同じ)
- 11 **使送による通信連絡の確保**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「11 使送による通信連絡の確保」に同じ)
- 12 **無線通信体系**  
(第2編風水害対策編第2章第6節「12 無線通信体系」に同じ)

## 第7節 津波警報・地震情報等伝達計画

地震及び津波に関する情報等を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を住民、関係機関等に速やかに伝達し被害の軽減、災害対策の実施に努める。

### 1 主な実施機関

(第3編震災対策編第2章第7節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 情報の種類

(第3編震災対策編第2章第7節「2 情報の種類」に同じ)

### 3 津波警報等の伝達

(第3編震災対策編第2章第7節「3 津波警報等の伝達」に同じ)

### 4 住民等への情報伝達

市は、津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機、防災ラジオを含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

## 第8節 災害情報の収集・伝達計画

### 1 主な実施機関

(2編風水害対策編第2章第8節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 災害発生後の各段階における情報収集・伝達

(第2編風水害対策編第2章第8節「2 災害発生後の各段階における情報収集・伝達」に同じ)

### 3 情報の提供

(第2編風水害対策編第2章第8節「3 情報の提供」に同じ)

## 第9節 広報計画

災害発生時における住民の心の安定と適切な行動及び秩序の維持を図るため、市及び防災関係機関等は、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達により、被災者の立場に立った効率的な広報活動を実施するものとする。

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第9節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 災害発生時の広報活動の目的

(第2編風水害対策編第2章第9節「2 災害発生時の広報活動の目的」に同じ)

### 3 広報活動の内容

(第3編震災対策編第2章第9節「3 広報活動の内容」に同じ)

### 4 安否情報の提供

(第2編風水害対策編第2章第9節「4 安否情報の提供」に同じ)

### 5 広報活動の実施

(第2編風水害対策編第2章第9節「4 広報活動の実施」に同じ)

### 6 被災者等への情報伝達活動

(第3編震災対策編第2章第9節「6 被災者等への情報伝達活動」に同じ)

### 7 広報活動にあたっての留意点

(第2編風水害対策編第2章第9節「5 広報活動にあたっての留意点」に同じ)

### 8 広聴活動の実施

(第2編風水害対策編第2章第9節「6 広聴活動の実施」に同じ)

## 第10節 避難計画及び避難所運営計画

地震に伴う津波や二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するため、市は防災関係機関との相互連携を強化し、迅速な住民避難及び円滑な避難所運営に努める。

### 1 主な実施機関

(第3編震災対策編第2章第10節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 避難指示の発令

(第3編震災対策編第2章第10節「2 避難指示等の発令」に準じる)

### 3 住民等の自主的な避難

(第3編震災対策編第2章第10節「3 住民等の自主的な避難」に同じ)

### 4 避難指示の伝達方法等

(第3編震災対策編第2章第10節「4 避難指示等の伝達方法等」に準じる)

### 5 地域ごとの避難所等及び避難方法

住民等は、各地区又は集落ごとに避難先、避難経路及び誘導責任者を決めておき、避難指示が発令された場合に混乱しないで避難できるよう定めておく。

市は、平常時から、住民等が迅速に避難できるよう、指定避難所等及び避難経路等についての情報提供を行う。

#### (1) 避難誘導

ア 避難の誘導は、地域住民と自主防災組織が、警察官、消防機関の職員及び消防団員等の協力を得て行うものとし、市は、指定避難所等に誘導員を配置して住民等の誘導に努める。

イ 市は、指定緊急避難場所をあらかじめ周知しておくものとし、指定緊急避難場所への誘導看板等を設置するものとする。

ウ 市は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた指定緊急避難場所、避難経路を指示し、速やかに避難誘導を行う。

エ 避難の誘導は、予想される津波到達時間等を考慮し、職員、消防職員、消防(水防)団員、警察官、自主防災組織など避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提として実施する。

オ 海岸付近の住民等は、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、指定緊急避難場所又は高台に速やかに避難し、その際、要配慮者の避難を互いに協力して行う。

#### (2) 避難の順位及び移送の方法

ア 避難順位

避難させる場合は、要配慮者を優先的に避難させる。

イ 移送の方法

自力避難ができない場合又は避難中危険がある場合、あるいは病院の入院患者の場合、その他施設の高齢者及び子供の避難については、状況に応じ適切な方法で移送する。

**6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令**

(第3編震災対策編第2章第10節「6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に同じ)

**7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供**

(第3編震災対策編第2章第10節「7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ)

**8 避難所の開設・運営**

(第3編震災対策編第2章第10節「8 避難所の開設・運営」に同じ)

**9 広域的避難受入れ**

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域避難に関する支援を要請する。

## 第11節 警備・保安及び交通規制計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第11節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 関係機関等との連携協調

(第2編風水害対策編第2章第11節「2 関係機関等との連携協調」に同じ)

### 3 災害警備体制の確立

(第2編風水害対策編第2章第11節「3 災害警備体制の確立」に同じ)

### 4 災害警備活動の実施

(第3編震災対策編第2章第11節「4 災害警備活動の実施」に同じ)

### 5 交通対策

(第2編風水害対策編第2章第11節「5 交通対策」に同じ)

## 第12節 救助・救急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第12節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 対象者

(第2編風水害対策編第2章第12節「2 対象者」に同じ)

### 3 救助活動

(第2編風水害対策編第2章第12節「3 救助活動」に同じ)

### 4 行方不明者の搜索

(第2編風水害対策編第2章第12節「4 行方不明者の搜索」に同じ)

### 5 住民等による応急手当

(第2編風水害対策編第2章第12節「5 住民等による応急手当」に同じ)

### 6 負傷者の搬送体制の確立

(第2編風水害対策編第2章第12節「6 負傷者の搬送体制の確立」に同じ)

### 7 広域的医療救護活動の要請

(第2編風水害対策編第2章第12節「7 広域的医療救護活動の要請」に同じ)

### 第13節 医療救護計画

#### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第14節「1 主な実施機関」に同じ)

#### 2 災害状況の把握

(第2編風水害対策編第2章第14節「2 災害状況の把握」に同じ)

#### 3 医療救護施設の設置

(第2編風水害対策編第2章第14節「3 医療救護施設の設置」に同じ)

#### 4 医療救護活動

(第2編風水害対策編第2章第14節「4 医療救護活動」に同じ)

#### 5 関係機関への応援要請

(第2編風水害対策編第2章第14節「5 関係機関への応援要請」に同じ)

#### 6 医療関係ボランティアの活動

(第2編風水害対策編第2章第14節「6 医療関係ボランティアの活動」に同じ)

#### 7 医療機関の災害時の対応

(第2編風水害対策編第2章第14節「7 医療機関の災害時の対応」に同じ)

## 第14節 遺体対策計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第15節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 遺体等の搜索

(第2編風水害対策編第2章第15節「2 遺体等の搜索」に同じ)

### 3 遺体の搬送・安置

(第2編風水害対策編第2章第15節「3 遺体の搬送・安置」に同じ)

### 4 遺体の検視及び処置等

(第2編風水害対策編第2章第15節「4 遺体の検視及び処置等」に同じ)

### 5 遺体の埋葬

(第2編風水害対策編第2章第15節「5 遺体の埋葬」に同じ)

### 6 身元不明遺体

(第2編風水害対策編第2章第15節「6 身元不明遺体」に同じ)

### 7 広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第15節「7 広域応援体制」に同じ)

## 第15節 輸送計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第16節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 交通関係情報の収集・伝達

(第2編風水害対策編第2章第16節「2 交通関係情報の収集・伝達」に同じ)

### 3 緊急交通路の確保

(第2編風水害対策編第2章第16節「3 緊急交通路の確保」に同じ)

### 4 輸送の緊急度の優先順位

(第2編風水害対策編第2章第16節「4 輸送の緊急度の優先順位」に同じ)

### 5 輸送拠点の指定及び確保

(第2編風水害対策編第2章第16節「5 輸送拠点の指定及び確保」に同じ)

### 6 自動車による緊急輸送に必要な手続き

(第2編風水害対策編第2章第16節「6 自動車による緊急輸送に必要な手続き」に同じ)

### 7 初動期における緊急空輸の実施

(第2編風水害対策編第2章第16節「7 初動期における緊急空輸の実施」に同じ)

## 第16節 道路及び橋りょう応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第17節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 道路及び橋りょう応急フロー図

(第2編風水害対策編第2章第17節「2 道路及び橋りょう応急フロー図」に同じ)

### 3 道路及び橋りょう対应对策計画

(第2編風水害対策編第2章第17節「3 道路及び橋りょう対应对策計画」に同じ)

### 4 基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画

(第2編風水害対策編第2章第17節「4 基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画」に同じ)

### 5 交通安全施設応急対策計画

(第2編風水害対策編第2章第17節「5 交通安全施設応急対策計画」に同じ)

### 6 住民等に対する広報

(第2編風水害対策編第2章第17節「6 住民等に対する広報」に同じ)

### 7 積雪期の対応

(第2編風水害対策編第2章第17節「7 積雪期の対応」に同じ)

## 第17節 鉄道施設応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第18節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 災害対策体制等の確立

(第2編風水害対策編第2章第18節「2 災害対策体制等の確立」に同じ)

### 3 応急復旧対策

(第2編風水害対策編第2章第18節「3 応急復旧対策」に同じ)

### 4 住民等に対する広報

(第2編風水害対策編第2章第18節「4 住民等に対する広報」に同じ)

### 5 市への報告

(第2編風水害対策編第2章第18節「5 市への報告」に同じ)

## 第18節 河川砂防施設等災害応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第19節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 応急対策

(第2編風水害対策編第2章第19節「2 応急対策」に同じ)

### 3 住民等に対する広報

(第2編風水害対策編第2章第19節「3 住民に対する広報」に同じ)

## 第19節 農林水産業施設応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第20節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 農業生産基盤施設の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第20節「2 農業生産基盤施設の応急対策」に同じ)

### 3 農作物及び農業用施設

(第2編風水害対策編第2章第20節「3 農作物及び農業用施設」に同じ)

### 4 家畜及び家畜飼養施設

(第2編風水害対策編第2章第20節「4 家畜及び家畜飼養施設」に同じ)

### 5 林道・治山施設

(第2編風水害対策編第2章第20節「5 林道・治山施設」に同じ)

### 6 水産関係施設等

(第2編風水害対策編第2章第20節「6 水産関係施設等」に同じ)

## 第20節 電力施設応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第21節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 復旧活動体制の組織

(第2編風水害対策編第2章第21節「2 復旧活動体制の組織」に同じ)

### 3 応急対策

(第2編風水害対策編第2章第21節「3 応急対策」に同じ)

### 4 復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第21節「4 復旧計画」に同じ)

### 5 利用者への広報

(第2編風水害対策編第2章第21節「5 利用者への広報」に同じ)

### 6 広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第21節「6 広域応援体制」に同じ)

## 第21節 ガス供給施設応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第22節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 都市ガス等供給施設における災害応急対策

(第2編風水害対策編第2章第22節「2 都市ガス等供給施設における災害応急対策」に同じ)

### 3 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(第2編風水害対策編第2章第22節「3 液化石油ガス供給施設における災害応急計画」に同じ)

## 第2.2節 電気通信施設応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第2.3節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 電気通信施設応急対策フロー図

(第2編風水害対策編第2章第2.3節「2 電気通信施設応急対策フロー図」に同じ)

### 3 応急対策計画

(第2編風水害対策編第2章第2.3節「3 応急対策計画」に同じ)

### 4 復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第2.3節「4 復旧計画」に同じ)

### 5 利用者への広報

(第2編風水害対策編第2章第2.3節「5 利用者への広報」に同じ)

### 6 広域応援体制の整備

(第2編風水害対策編第2章第2.3節「6 広域応援体制の整備」に同じ)

## 第23節 下水道等施設応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第24節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 実施体制

(第2編風水害対策編第2章第24節「2 実施体制」に同じ)

### 3 被害調査の実施

(第2編風水害対策編第2章第24節「3 被害調査の実施」に同じ)

### 4 処理場、ポンプ場の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第24節「4 処理場、ポンプ場の応急対策」に同じ)

### 5 管きょ施設の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第24節「5 管きょ施設の応急対策」に同じ)

### 6 下水道施設の復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第24節「6 下水道施設の復旧計画」に同じ)

### 7 利用者への協力要請

(第2編風水害対策編第2章第24節「7 利用者への協力要請」に同じ)

### 8 積雪期の対応

(第2編風水害対策編第2章第24節「8 積雪期の対応」に同じ)

## 第24節 危険物等施設応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第25節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 危険物等施設の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第25節「2 危険物等施設の応急対策」に同じ)

### 3 危険物等流出応急対策

(第2編風水害対策編第2章第25節「3 危険物等流出応急対策」に同じ)

### 4 住民等に対する広報

(第2編風水害対策編第2章第25節「4 住民等に対する広報」に同じ)

## 第25節 物資拠点運営計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第26節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 物資拠点運営計画フロー

(第2編風水害対策編第2章第26節「2 物資拠点運営計画フロー」に同じ)

### 3 物資拠点の設置

(第2編風水害対策編第2章第26節「3 物資拠点の設置」に同じ)

### 4 取扱物資

(第2編風水害対策編第2章第26節「4 取扱物資」に同じ)

### 5 物資拠点の運営体制と運営要領

(第2編風水害対策編第2章第26節「5 物資拠点の運営体制と運営要領」に同じ)

### 6 物資拠点の実施業務

(第2編風水害対策編第2章第26節「6 物資拠点の実施業務」に同じ)

### 7 物資の輸送

(第2編風水害対策編第2章第26節「7 物資の輸送」に同じ)

## 第26節 食料供給計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第27節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 市の実施体制

(第2編風水害対策編第2章第27節「2 市の実施体制」に同じ)

### 3 関係機関の連携による広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第27節「3 関係機関の連携による広域応援体制」に同じ)

### 4 食料の衛生管理体制、栄養指導

(第2編風水害対策編第2章第27節「4 食料の衛生管理体制、栄養指導」に同じ)

## 第27節 給水・上水道施設応急計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第28節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 応急給水計画と応急復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第28節「2 応急給水計画と応急復旧計画」に同じ)

### 3 実施体制・広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第28節「3 実施体制・広域応援体制」に同じ)

### 4 被害状況の把握

(第2編風水害対策編第2章第28節「4 被害状況の把握」に同じ)

### 5 緊急措置

(第2編風水害対策編第2章第28節「5 緊急措置」に同じ)

### 6 応急対策計画

(第2編風水害対策編第2章第28節「6 応急対策計画」に同じ)

### 7 応急給水計画

(第2編風水害対策編第2章第28節「7 応急給水計画」に同じ)

### 8 応急復旧計画

(第2編風水害対策編第2章第28節「8 応急復旧計画」に同じ)

### 9 住民等への広報・情報連絡体制

(第2編風水害対策編第2章第28節「9 住民等への広報・情報連絡体制」に同じ)

## 第28節 生活必需品等供給計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第29節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 市の実施体制

(第2編風水害対策編第2章第29節「2 市の実施体制」に同じ)

### 3 関係機関の連携による広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第29節「3 関係機関の連携による広域応援体制」に同じ)

## 第29節 防疫及び保健衛生計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第30節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 被害状況等の把握

(第2編風水害対策編第2章第30節「2 被害状況等の把握」に同じ)

### 3 保健衛生対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「3 保健衛生対策」に同じ)

### 4 防疫対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「4 防疫対策」に同じ)

### 5 食品衛生確保対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「5 食品衛生確保対策」に同じ)

### 6 栄養指導対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「6 栄養指導対策」に同じ)

### 7 精神保健対策

(第2編風水害対策編第2章第30節「7 精神保健対策」に同じ)

### 第30節 廃棄物の処理計画

#### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第31節「1 主な実施機関」に同じ)

#### 2 被災状況調査・把握

(第2編風水害対策編第2章第31節「2 被災状況調査・把握」に同じ)

#### 3 災害廃棄物処理

(第2編風水害対策編第2章第31節「3 災害廃棄物処理」に同じ)

#### 4 ごみ処理計画

(第2編風水害対策編第2章第31節「4 ごみ処理計画」に同じ)

#### 5 し尿処理計画

(第2編風水害対策編第2章第31節「5 し尿処理計画」に同じ)

#### 6 廃棄物処理施設の応急復旧

(第2編風水害対策編第2章第31節「6 廃棄物処理施設の応急復旧」に同じ)

#### 7 廃棄物処理の広域応援体制

(第2編風水害対策編第2章第31節「7 廃棄物処理の広域応援体制」に同じ)

### 第31節 義援金及び義援物資の受入・配分計画

#### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第32節「1 主な実施機関」に同じ)

#### 2 義援金及び義援物資の受入周知

(第2編風水害対策編第2章第32節「2 義援金及び義援物資の受入周知」に同じ)

#### 3 義援金及び義援物資の受入及び保管

(第2編風水害対策編第2章第32節「3 義援金及び義援物資の受入及び保管」に同じ)

#### 4 義援金及び義援物資の配分

(第2編風水害対策編第2章第32節「4 義援金及び義援物資の配分」に同じ)

### 第32節 文教施設における応急計画

#### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第33節「1 主な実施機関」に同じ)

#### 2 学校の災害応急対策

(第2編震災対策編第2章第33節「2 学校の災害応急対策」に同じ)

#### 3 学校以外の文教施設の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第33節「3 学校以外の文教施設の応急対策」に同じ)

#### 4 文化財の応急対策

(第2編風水害対策編第2章第33節「4 文化財の応急対策」に同じ)

### 第33節 要配慮者の応急計画

#### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第34節「1 主な実施機関」に同じ)

#### 2 災害発生時における在宅の避難行動要支援者に対する対策

(第2編風水害対策編第2章第34節「2 災害発生時における在宅の避難行動要支援者に対する対策」に同じ)

#### 3 災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画

(第2編風水害対策編第2章第34節「3 災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画」に同じ)

#### 4 外出中の避難行動要支援者対策

(第2編風水害対策編第2章第34節「4 外出中の避難行動要支援者対策」に同じ)

#### 5 外国人の援護対策

(第2編風水害対策編第2章第34節「5 外国人の援護対策」に同じ)

#### 6 災害復興期における支援

(第2編風水害対策編第2章第34節「6 災害復興期における支援」に同じ)

### 第34節 応急住宅計画

#### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第35節「1 主な実施機関」に同じ)

#### 2 住宅被災状況等の把握

(第2編風水害対策編第2章第35節「2 住宅被災状況等の把握」に同じ)

#### 3 応急仮設住宅の確保

((第2編風水害対策編第2章第35節「3 応急仮設住宅の確保」に同じ)

#### 4 被災住宅の応急修理

(第2編風水害対策編第2章第35節「4 被災住宅の応急修理」に同じ)

#### 5 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(第2編風水害対策編第2章第35節「5 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用」に同じ)

#### 6 応急仮設住宅建設資材の調達

(第2編風水害対策編第2章第35節「6 応急仮設住宅建設資材の調達」に同じ)

#### 7 建物関係障害物の除去

(第2編風水害対策編第2章第35節「7 建物関係障害物の除去」に同じ)

### 第35節 災害救助法による救助計画

#### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第2章第36節「1 主な実施機関」に同じ)

#### 2 災害救助法による救助フロー図

(第2編風水害対策編第2章第36節「2 災害救助法による救助フロー図」に同じ)

#### 3 災害救助法の適用

(第2編風水害対策編第2章第36節「3 災害救助法の適用」に同じ)

#### 4 災害救助法の適用基準

(第2編風水害対策編第2章第36節「4 災害救助法の適用基準」に同じ)

#### 5 被害状況の判定基準

(第2編風水害対策編第2章第36節「5 被害状況の判定基準」に同じ)

#### 6 災害救助法の適用手続

(第2編風水害対策編第2章第36節「6 災害救助法の適用手続」に同じ)

#### 7 災害救助法による救助の種類と実施体制

(第2編風水害対策編第2章第36節「7 災害救助法による救助の種類と実施体制」に同じ)

#### 8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

(第2編風水害対策編第2章第36節「8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等」に同じ)



## 第3章 災害復旧計画



## 第1節 民生安定化計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第3章第1節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 被災者のための相談

(第2編風水害対策編第3章第1節「2 被災者のための相談」に同じ)

### 3 雇用の安定

(第2編風水害対策編第3章第1節「3 雇用の安定」に同じ)

### 4 応急金融対策

(第2編風水害対策編第3章第1節「4 応急金融対策」に同じ)

### 5 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(第2編風水害対策編第3章第1節「5 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供」に同じ)

### 6 住宅対策

(第2編風水害対策編第3章第1節「6 住宅対策」に同じ)

### 7 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(第2編風水害対策編第3章第1節「7 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置」に同じ)

### 8 その他公共料金の特例措置

(第2編風水害対策編第3章第1節「8 その他公共料金の特例措置」に同じ)

### 9 制度の周知及び利用者への広報

(第2編風水害対策編第3章第1節「9 制度の周知及び利用者への広報」に同じ)

## 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第3章第2節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 資金名等

(第2編風水害対策編第3章第2節「2 資金名等」に同じ)

### 3 災害援護資金等の貸付

(第2編風水害対策編第3章第2節「3 災害援護資金等の貸付」に同じ)

### 4 農林漁業関係

(第2編風水害対策編第3章第2節「4 農林漁業関係」に同じ)

### 5 中小企業関係

(第2編風水害対策編第3章第2節「5 中小企業関係」に同じ)

### 第3節 公共施設等災害復旧計画

- 1 主な実施機関  
(第2編風水害対策編第3章第3節「1 主な実施機関」に同じ)
- 2 災害復旧事業実施体制の確立  
(第2編風水害対策編第3章第3節「2 災害復旧事業実施体制の確立」に同じ)
- 3 災害復旧事業の立案・実施の方針  
(第2編風水害対策編第3章第3節「3 災害復旧事業の立案・実施の方針」に同じ)
- 4 災害復旧事業の執行手続  
(第2編風水害対策編第3章第3節「4 災害復旧事業の執行手続」に同じ)
- 5 被害状況調査及び集計の体制  
(第2編風水害対策編第3章第3節「5 被害状況調査及び集計の体制」に同じ)
- 6 災害復旧事業の促進  
(第2編風水害対策編第3章第3節「6 災害復旧事業の促進」に同じ)
- 7 災害復旧関係技術職員等の確保  
(第2編風水害対策編第3章第3節「7 災害復旧関係技術職員等の確保」に同じ)
- 8 激甚災害指定の検討と推進  
(第2編風水害対策編第3章第3節「8 激甚災害指定の検討と推進」に同じ)
- 9 災害復旧事業に係る財政支援  
(第2編風水害対策編第3章第3節「9 災害復旧事業に係る財政支援」に同じ)
- 10 東北財務局山形財務事務所の措置  
(第2編風水害対策編第3章第3節「10 東北財務局山形財務事務所の措置」に同じ)
- 11 住民及び関係団体等に対する情報提供  
(第2編風水害対策編第3章第3節「11 住民及び関係団体等に対する情報提供」に同じ)

## 第4節 災害復興計画

### 1 主な実施機関

(第2編風水害対策編第3章第4節「1 主な実施機関」に同じ)

### 2 災害復興計画フロー

(第2編風水害対策編第3章第4節「2 災害復興計画フロー」に同じ)

### 3 復興対策組織体制の整備

(第2編風水害対策編第3章第4節「3 復興対策組織体制の整備」に同じ)

### 4 復興基本方針の決定

(第2編風水害対策編第3章第4節「4 復興基本方針の決定」に同じ)

### 5 復興計画の策定

(第2編風水害対策編第3章第4節「5 復興計画の策定」に同じ)

### 6 復興事業の実施

(第2編風水害対策編第3章第4節「6 復興事業の実施」に同じ)

### 7 住民合意の形成

(第2編風水害対策編第3章第4節「7 住民合意の形成」に同じ)